

中京大学同窓会課外活動奨励賞規程

制 定 2004年4月1日

最終改正 2012年4月1日

(目的)

第1条 本規程は、課外活動で優秀な成績を収めた学生及び団体を表彰し、奨励金を給付することにより、課外活動の高揚を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 次に掲げる個人及び団体を表彰の対象とする。

- (1) 同窓会費を毎学年次納入している学部生及び大学院生
- (2) 中京大学に所属する課外活動団体
- (3) その他

2 ただし、次の各号に掲げる個人及び団体は、表彰の対象としない。

- (1) 中京大学給費奨学生
- (2) 中京大学同窓会奨学生（第Ⅲ種奨学生は除く）
- (3) 上記の第1号又は第2号の該当者であった者
- (4) 構成員に中京大学生以外の者が所属している団体
- (5) 当該年度に既に受賞した個人及び団体

(募集時期)

第3条 年2回、4月と11月に募集を行う。

(募集方法)

第4条 次に掲げる方法により募集を行う。

- (1) 文化会及び体育会に所属する団体に対して、校友会本部より募集要項を配布する。
- (2) 全学掲示板で周知する。

(選考基準)

第5条 選考基準は、次の通りとする。

(1) 社会・文化関係

- ① 全国大会入賞以上の個人及び団体
- ② 社会・文化活動において、中京大学に貢献した個人及び団体

(2) スポーツ関係

- ① 全国大会入賞以上の個人及び団体
- ② 全国大会以上の団体競技において、ベストメンバーに選出された者
- ③ ナショナルチームのメンバーとして、国際大会に出場した者及び団体。

但し、親善試合は除く。

2 選考基準の詳細は、別に定める。

3 選考の対象期間は、前年度の11月1日から3月31日まで、及び当年度の4月1日から10月31日までの期間とする。

(選考方法)

第6条 表彰する個人及び団体の選考は、校友会本部が第2条及び前条の規定に基づいて選考を行い、同窓会長が決定する。

(表彰数)

第7条 表彰数は、個人及び団体とも若干数とする。

2 予算上、可能な限りにおいて表彰を行う。

(決定通知)

第8条 表彰の決定通知は、受賞者及びその保証人並びに団体責任者に対して、文書で通知する。

(表彰式)

第9条 表彰式は、5月と12月に実施する。

(奨励金)

第10条 受賞者(団体)には、賞状と次の奨励金を贈る。

2 奨励金の詳細は、別に定める。

(細則)

第11条 この規程の執行に関する細則は、別に定める。